新潟県 公民館月報

発行人
新潟県公民館連絡協議会
新潟市寄居町
越佐自治会館内（電(2)—7954番）
振替口座 新潟4094

号外（30.12.15）

公民館法はなぜ必要か

啓蒙と輿論喚起に努めよ

会長 丸山直一郎

◉公民館はどう成長したか

公民館は昭和二十一年七月文部次官通牒により、その産声を挙げた。そしてその設置は燎原の火の如く全国津々浦々にまで及び、現在全国で三万六千の公民館が設置せられ、夫々の地域社会に即した活動を展開している訳であるが、当初は占領治下であり、且つ法律的根拠をもたないものであつた。それが昭和二十四年六月、社会教育法が制定せられ、初めて法的根拠が与えられたのである。当時既に公民館は六千の多きに達していたが、社会教育法には当時の公民館の姿をそのまま規定することに努めたのであつた。（勿論多少の変動はあつたが——茲では論じない）従つて今日の公民館が当時より以上に成長し、社会教育法の第五章の規定では不充分となつていることは、誰もが認めるところである。そこで一部改正とすべきか、単行法で全面的に改訂すべきかの論となつて来るが、全国公民館大会（十月八～十日東京お茶の水大学で開催、関係者千五百名参集）では後者を選んだのである。

◉その根據は

(1) 社会教者法は七章六十一ケ条からなり、公民館の規定は第五章で二十三ケ条からなつている。公民館の現在の姿はこの一部改正くらいのナマ半カな事では到底なし得ない。即ち住民のものとしての真の公民館たらしめる為には①機能②人的条件③物的条件の整備充実が規定せられねばならない。

◉詳論すれば

公民館は町村合併などもあつて、中央公民館、地区公民館、支館、分館、分室等その地域の状況に応じて編成され、相互の関係、性格、機構分担等も明らかにされなければならない現状である。

然るに現行法は本館のみの規定しかないのである。また、職員についても同様である。現行法では単に二ケ条の規定しかなく「館長その他必要な職員を置くことができる」程度の規定である。然るに現在の姿はどうであろうか。公民館が真に住民のための住民の施設として運営されて行く為には、その土地の自然的条件や歴史的背景、産業事情等の分析とそこに住む人々の階層分析と生活の実態調査に立つて企劃されねばならず、而も豊かな教養をもち、機動性を発揮して刻々

示めそう我等の郷土愛

(2) また、現に文部次官が公約した事実がある。それは日光大会（昭和二十八年）の節で、視聴を述べに来た文部次官は「今後の社会教育は社会教育法を親法とし、図書館法、博物館法、青年学級法、公民館法の四

◉公約の事実

本建で進む」旨を我々公民館人の前に言明していた事実がある。また斯く分化し、進展すべきであると判断するものである。

◉踏切つた全公連

そして、今回の東京大会で、文部省は単行法の制定に踏み切れず、全公連は敢てこれを踏切つたのである。そしてその実現を期する為に次の方法を決定した。

①学者、学識経験者を加えて専門委員会を作り、ここで充分研究し、原案を作る。

②一方公民館の趣旨普及をねらうと共に、その輿論の喚起を計るために署名運動を起す。

③立法に当つては出来得る限り政府立法とするが、むやみを得ないときは議員立法とする。

④各府県公連は出身代議士を説得する。

⑤以上のことをするためには資金が必要であろうから資金カンパを行つてその費用に当てる。（専任職員は二百円、兼任職員は百円、この率で行くと文部省の統計では六百万円位になる。）

以上のことを決定し敢いてイバラの道を選び、よりよい公民館、よりよい社会教育へと希い、公民館法制定の促進署名運動を展開しているのである。

何卒、県民諸氏の理解ある御協力により、ともすれば財政逼迫を理由に繊寄せされる社会教育のために御尽力、一臂の力を副えられんこと希うものである。

希いを集めて、さあやろう

◉新津文団協の誤解

次に過日、紙上で新津市文化団体協議会の単行法反対論を拝見したのでふれてみたい。

反対理由の(一)「給与体系の一本化、人事の交流は市民の登用を妨げ官僚化するおそれがある」と……官僚化することは公民館の性格から云つても最も警戒せねばならないことであるが、これは何も単行法か、一部改正かに関係ないことで、要はその人を得ることである。文化と平和を愛する教養ある人を得ることが大切であることは前述の通りである。

反対理由の(二)資金カンパから生れる六百万円で何か悪事を行うかの如く論じているが、議員立法もやむを得ないとしたことと結びつけての論であろうか。若しもそうであるならば確かに自殺行為である。教育公務員として保護されている小中学校の教職員ですらも年二百四拾円の組合費を出し、身分の安全を計つている。公民館関係者が、この資金カンパで我が身を護ると共に愛する公民館の成長を希うのが無理であろうか。勿論全公連はこのための予算を作ることであろうし、また不正な使用は許すべきではない。

反対理由の(三)「設備の完備や職員の身分保証は現行法の一部改正でも可能なり」と。このことは前述したので省略する。

◉これを要するに

官僚化は大いに、いましめねばならないが、単行法を作ることとは関係ないことである。或は新津市の特殊事情により生じた問題ではないかと憶測するものであるが……それを以て全県否全国の公民館の姿だと早合点することは慎むべきだと思う。我々の運動に対し自由に批判し御叱声下さることは、大いに観迎するところ。我々は謙虚な気持で受入れ、反省するにやぶさかではない。何なりとも御申出あらんことを。

附記 本稿は新潟日報社の求めに応じ、丸山会長より提出された原稿である。

公民館法の制定は

町村理事者としても希望

豊栄町助役　石井耕一

役場にはあらゆる法律事にはそれがない。山岳の多務が処理されているが、その日本では、今後耕地面積の底に一貫して流れている一割増すことは不可能だが、新しい時代の考え方を住民が、多くの乙をすべて甲のに理解させるための努力は程度にひき上げることによなされていない。つて、一割の増産は可能

町村税は確実に徴収されだ。これは学問の力や農林ているが、それがどのよう省の補助金政策で解決され に予算化されているかは住る問題でない。民に知らされていない。地

田を耕すだけでなく、人方自治法の規定により、毎々の頭を耕すことによって年二回財政白書が発表され生産はより高められる。消ているのだが、それは役場費面においても、生活内容前の掲示板にはられている の科学化、合理化によって だけで、それを読む者は稀多くの無駄が省かれる。お だ。

隣り合つた田から、甲は官庁によって事務的に処理八俵の米をとり乙は六俵しされ、多額の予算が流され かとらない。農学の進歩により、その田から八俵は容易にとれるのだが、甲にはその技術と努力があり、乙

教育活動によってその事務は活かされ、予算もその効果を発揮する。納税、公選挙、環境衛生、防犯等に対し、公民館活動によりすばらしい成績をあげた例は多い。公民館を役場の御用機関化するつもりはないが、それらの事項はともに地域の課題として教育的にとりあげ郷土の振興に努力していただきたい。特に恵まれない地方の住民に新しい文化をもたらし、娯楽を供給することも公民館の尊い任務だろう。

一般行政官庁は主として法規に基き事務を処理するところ、公民館は主として住民の自由な、そしてもり上る熱意によって積極的にびたしい数の法規が行政振興活動を行うところとしその性格に異つても、何れも市町村の義務設置とすることが望ましい。但し、大都市においては、小都市や

二大国民運動を展開し、法案の内容もみんなで考えてります。労働組合ならば、春・夏・暮に毎年賃上闘争を行い、要求貫徹のためには、治安の混乱も辞せずゼネストも出来ましょうが、公僕たる我々は只最善の望みを天命にたくしている現状です。あなた方は「そんな民館法制定により、一歩前進した公民館活動が必要である」との叫びとなったのであります。

世間が無関心なこの問題に対して大いなる波紋を投げて下された新津文団協各位に敬意を表すると共に、県公連に対し公民館職員と新津文団協と、この問題について討論会を新津市で開催する機会をつくられるよう要望するものです。

との大部分が、既に別な形で在ることを考慮してその基準を定めるべきであろう。

公民館の法制化により官僚統制をおそれる声が一部の文化団体から起っているようであるが、数年前青年学級法制化のときもその声が強かった。しかし、できないために今頃改めて新生活運動を唱えなければならないのだ。速かに公民館に関する行財政制度を確立すべきである。

文化が振興し、住民に幸福がもたらされることを、町村理事者の立場からも強く要望する。

教育という名の下に強制されているであろうか。

公民館はいつも住民とあり、住民によって育てられて行くのです。「政党、宗教に偏しない中立的な公民館」が社会教育法と共に六ケ年余歩み続けて来た結果「より以上の住民の為の文化、産業、福祉の向上は公民館法制定により、一歩前進した公民館活動が必要である」との叫びとなったのであります。

よいと思う。

人権の尊重、男女の本質的平等、健康で文化的な生活等等新時代の思想はあらゆる法規にもられているのだが、それに血が通っていないために今頃改めて新生活運動を唱えなければならない。速かに公民館に関する行財政制度を確立すべきである。

次に施設の問題ですが公民館は義務設置でなく、無い町村や、看板だけの公民館もあります。看板だけの公民館は特に文化に恵まれない処に多いのです。然しその住民も同じ国民です。文化の恩恵を受ける資格を持っているのです。義務教育が全国に普く行なわれていると同じように社会教育も行なわれなければならない事は御存知のことと存じます。何一つ施設のない所で何が出来ましょうか。

最後に官僚化の問題に就いてでありますが、公民館は各層から選ばれた運営審議会委員をもつている事、更にその委員は公選された教育委員会で委嘱することは御存知でしょうネ。――以上の関点から運営は果して官団的になるでしょうか。

偏向文化の強制にして

公民館法制定促進署名運動

実行方法

一、各公民館はこの運動の趣旨を各種行事や集会等を利用し、又は街頭宣伝等によって、社会教育関係は勿論広く一般の人々に呼掛け、普及徹底を期せられたい。

二、各公民館は一館当り二百名以上を対象として署名を集め、全国で百万人以上を目標とする。

一、署名簿用紙は県公連にて用意（全国的に一定）する。不足を生じた時は直ちに県公連事務局に申出でられたい。

二、署名簿は左記に提出しますから同一のものを四通作ること。

内閣宛　衆議院宛
文部省宛　全公連保管用

一、提出期限は本年十二月末日とする。

一、署名簿の記載は「氏名」「住所」「捺印」（印形のない場合は拇印）のみとすること。

一、署名はインク及び墨を用いること。

一、署名簿は県公連には一括送本し、全公連に送付するから各公民館は仮綴し程度にして置くこと。

解しかねる反対論

討論会を開催せよ

新井市公民館主事　杉野哲次

十一月三十日の読売新聞で新津文化団体協議会が「公民館単行法」に反対したと言う記事を見て驚いている事を知つているのです。公民館法の内容は全公連事務局が試案として資料を発表しただけであるのに、官僚化。一方的な文化産業の研究・相談・実習の場所としての公民館を更に強制。更に教育委員長までが地教委の弱体化。公民館の中央集権化等と言いて反対している。

全くその意味を解しかねる公民館職員として一言申しあげてみたいと思う。大体新津文化団協の方々は、

職員や学校の教職員が過労を重ねて住民の文化、福祉の向上のため黙々として働いている事を知つているのです。我々が要望している公民館法は住民の文化・教養・産業の研究・相談・実習の場所としての公民館を更に充実し、本当に住民のサービス機関たる面目を保てるようにする事を目的とする。

と同時に、職員が安心して働けるような身分の確立をも計る為のものであります。

私の知つている公民館の職

編集後記

▽全公連より署名運動の実行につき指示があつたので号外を発行することとした。

▽各公民館には夫々用紙と共に伝達したが、活潑な運動を展開せられたい。

▽百万などといわずに頑張りたい。

▽たまたま新津市文団協が日刊紙上で反対論をぶつたので、新潟日報に「公民館法の制定は是か否か」の特集をすることとなつたそうです。丸山会長は別項の論文を寄せられました。

▽さらに反応は方々で開か